

(別表)

○学校全体での取組

		児童・生徒にかかわること	保護者にかかわること(学校→保護者→子供)
①いじめの未然防止に関すること		<p>○世の中にはいろいろな考えをもっている人がいることを理解し、受け入れる力をはぐくむ。(道徳・特活・総合)</p> <p>○セーフティ教室や学級活動の時間を契機に、「ネット社会を生きる力を育むために」「SNS東京ルール」都や市の発行する資料等を活用し、インターネットの危険やルール作りについて継続的に指導する。</p> <p>○特別の教科 道徳の実施の趣旨を踏まえ、「私たちの道徳」「人権教育プログラム」等の資料を活用して指導の充実を図る。</p> <p>○スクールカウンセラーや弁護士等と連携したいじめ防止の授業を行い、いじめ防止の児童の主体的な取組を促す。</p> <p>○自分を尊重し相互に理解する態度や善悪を正しく判断する力を育み、いじめを生まない環境を醸成する。</p> <p>○自ら考え、話し合い、多様な価値観を学びながら問題を解決するように方向付け、主体的に活動させる。</p> <p>○「ネットいじめ」防止に向け、児童が自主的に「学校ルール」作りに取り組みめるよう指導する。</p> <p>○言葉の問題や相手の立場に立つことを意識させながら、望ましい集団づくりの充実を図る。</p>	<p>○自分の物や他人の物を大切に扱うように育てる。</p> <p>○保護者会等様々な機会をとらえ、家庭における携帯電話・スマートフォン・インターネット・SNS等の適切な利用を促すための児童及び家庭が主体となったルール作りに取り組み。</p> <p>○計画的に校内研修を実施し、その成果を保護者や児童への対応に生かすよう努める。</p> <p>○児童とのかかわり方やネット利用のルール等について、保護者が相互に交流し、多様な取組を参考にして理解を深め、児童と話し合いながら指導できるようにする。</p> <p>○学校・家庭・地域でいじめの定義を正しく理解し、どの子もいじめられる側になり得ることを意識して、児童を見守る。</p> <p>○友達の気持ちを踏みにじったり傷付けることの重大さを日ごろから児童に伝える。</p> <p>○学校や家庭、地域で連携し、様々な体験を通して、集団の一員としての自覚や自己肯定感、自己有用感を育む。</p> <p>○児童会の取組や学級ごとの児童の取組について、家庭や地域に伝え、共通理解の下に見守る環境をつくる。</p> <p>○家庭と連携し、児童が人間関係を構築する力、自分とは異質なものを受け入れる力、欲望や衝動の抑制力を身に着ける教育を推進する。</p>
②いじめの早期発見に関すること		<p>○子供が集団から離れて一人で行動している時は、声をかけて話を聞く。</p> <p>○個人面談やアンケートを実施したり、休み時間や放課後などを利用したりして、児童から情報を収集する。</p> <p>○スクールカウンセラー等による相談窓口を周知する。第5学年児童は全員面接を実施する。</p> <p>○上履き・机・椅子・学用品・掲示物などにいたずらがあつたら直ぐに対応し、原因を明らかにする。</p> <p>○3日間連続して休んだ場合、原則として家庭訪問し、本人や家庭の状況及び欠席原因を確認する。</p>	<p>○子供との会話をできるだけ多くする。</p> <p>○服装などの汚れや乱れに気を配る。</p> <p>○子供の持ち物に気を配り、なくなったり、増えたりしていないか観察する。</p> <p>○悩みは何でも保護者に相談できるような雰囲気や、普段からつづけておく。また、相談機関について周知する。</p>
③いじめの早期対応に関すること	いじめられた側	<p>○本人や周辺からの聞き取りを重視し、身体的・精神的な被害についての的確に把握し、迅速に初期対応をする。</p> <p>○休み時間や登下校の際も教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。</p> <p>○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。</p> <p>○スクールカウンセラー等と連携し、継続的な心のケアを行う。</p>	<p>○わが子を守り抜く姿勢を見せ、子供の話に耳を傾け、事実や心情を聞くようにする。</p> <p>○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め協力してもらう。</p>
	いじめた側	<p>○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認しいじめをやめさせる。</p> <p>○いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。</p> <p>○カウンセラー、教育相談、児童相談所、警察等、必要な関係諸機関と連携をとる。継続的な支援を行い、再発防止を図る。</p>	<p>○学校は、いじめられた子供を守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。</p> <p>○事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞くようにする。</p> <p>○被害児童、保護者に対して、適切な対応(謝罪等)をするように伝える。</p>
	直接関係のない者	<p>○傍観することはいじめに荷担することと同じであることを考えさせ、いじめられた児童の苦しみを理解させる。</p> <p>○友達の違いや言いなりならず、自らの意志で行動することの大切さに気付かせる。</p> <p>○児童がいじめを知らせる不安を認識し、勇気をもって教職員に伝えた児童を守り通し、周囲の児童の発信を促す児童による主体的な取り組みを支援する。</p>	<p>○いじめに気付いた時、どんな場合でも傍観者とならず助ける側の態度をとることができるような子供に育てる。</p> <p>○いじめに対する考え方を理解してもらい、他者への思いやりや、真の勇気、規範意識を育てるように伝える。</p>
④重大事態への対処		<p>○重大事態の定義</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき ・いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき <p>○重大事態が発生した場合、または児童・保護者等から重大事態の訴えがあった場合は、教育委員会へ報告するとともに、教育委員会と連携し、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。</p>	
⑤いじめの解消の判断		<p>○児童の継続的なケアや観察を行い、いじめの解消や解決に向けて児童全体に向けた道徳教育や人権教育を行う。</p> <p>○いじめの原因や背景となった事象が改善されたことにより当該いじめ行為がなくなったことについて、複数の教職員による確認と、いじめを受けた児童と保護者、いじめを行った児童、周囲の児童からの聞き取りに基づいて、いじめ対策委員会が判断する。</p>	<p>○いじめた側・いじめられた側ともに、家庭との連携を継続して行い、学校や家庭での様子や会話などから児童の状況や心の変化を把握する。</p> <p>○家庭と連携し、いじめの解決に向け児童の関係が修復され、周りの児童を含め好ましい集団生活を取り戻すことができるよう取り組む。</p> <p>○家庭と連携し、再発防止に努める。</p>
⑥いじめの解決の判断		<p>○いじめを受けた児童といじめをした児童をはじめとする他の児童との関係の修復を得て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取戻し、新たな活動に踏み出したことを複数の教職員が一定期間以上にわたって行った観察により把握した具体的かつ客観的な事実に基づき、対策委員会が解決の判断を行う。</p>	<p>○解決に至るまで情報や対応を引き継ぎ、家庭と連携し解決に向けた取り組みを継続する。</p>

○地域・家庭との連携

<p>①各家庭での取り組み</p>	<p>○自分の子供に関心を持ち、子供のさびしさやストレスに気付くことのできる親になれるよう啓発する。</p> <p>○子供たちの自己有用感・自己肯定感を育む意識を持ち、子供たちのよさを学校や地域と共有し、子供たち自身に伝わるように声掛け等をする。</p> <p>○子育てについての課題を一人の保護者が抱え込まず、積極的に相談したり支援を受けたりすることもできるようにする。</p> <p>○どの子もいじめの側・いじめられる側・傍観者になり得ることを意識して、児童の様子を見守り、落ち着いて対応する。</p> <p>○携帯電話、スマートフォン、パソコンの使用、インターネットの利用等についてのルールを保護者と児童とで話し合って決め、可視化して意識を継続させる。</p>
<p>②地域での取り組み</p>	<p>○子供たちを「地域の宝」として育てる意識を持ち、子供たちに地域から見守られているという安心感をもたせるようにする。</p> <p>○子供たちの自己有用感・自己肯定感を育む意識を持ち、子供たちのよさを学校や家庭と共有し、子供たち自身に伝わるように声掛け等をする。</p> <p>○子供たちと顔見知りになるために、子供たちに出会った時はあいさつや声かけをお願いする。</p> <p>○公園や遊び場などで子供が困っている場面を見かけたら、積極的に声をかけていただく。</p> <p>○関係機関と連携を密にし、情報共有をし、いじめ防止の風土や体制づくりをする。</p>